（2026年2月改訂）

身体拘束（抑制）判断基準フローチャート

患者に以下（下記1～4）のような行動がある、またはその行動が予見される場合、
2名以上の医療者と、患者のサインと身体的・精神的・環境的要因について
カンファレンスを行い、その内容を記録する。

1　治療に必要な医療器具を抜く、損傷する
2　治療に必要な体位の保持や安静が保てない
3　自傷行為（自己の生命、身体を害する行為）
4　他害行為（障害、暴行、侮辱、器物破損等、他の者に外を及ぼす行為）

あり

3要件のアセスメントと記録
（アセスメントでは、下記1）～3）全て満たしているか確認する）

1）切迫性（生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い）
治療に必要な医療器具がある
・気管内挿管チューブ　・ドレーン類　・中心静脈カテーテル
・持続硬膜外麻酔　・シリンジポンプ等による持続点滴
・その他
安静保持困難
自傷行為
他害行為

2）非代替性（身体拘束以外に代替する方法がない）
代替案の検討と実施

3）一時性（身体拘束が一時的である）
身体拘束解除の見通しの確認
身体拘束時間の最小化、身体拘束解除時間の確保

満たさない

なし

満たす

①患者・家族等に説明し同意を得る
②医師は身体拘束の指示を記録する

身体拘束の実施
観察と記録

多職種チームカンファレンス
身体拘束解除に向けた検討

身体拘束継続（延長・変更）

身体拘束
なし・解除